

（番号灯）

第65条 昭和39年10月14日以前に製作された一般原動機付自転車については、保安基準第62条の2の規定並びに細目告示第245条、第261条及び第277条の規定は、適用しない。

2 令和7年10月31日以前に製作された第一種一般原動機付自転車及び令和2年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第245条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第245条第1項の規定に適合するものであればよい。

3 保安基準第62条の2条が適用される一般原動機付自転車は、当分の間、細目告示第245条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第245条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定に適合するものであればよい。

4 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第245条第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第245条第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

一 令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車

二 令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車

三 令和7年6月15日から令和12年8月31日までに製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であって、令和7年6月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

四 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された第二種原動機付自転車であって、令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

5 次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第245条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第245条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年8月31日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

三 令和8年9月1日以降に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年8月31日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と番号灯の型式が同一であるもの

6 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車については、細目告示第245条第3項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和10年8月31日（輸入された二輪の一般原動機付自転車にあっては令和12年8月31日）以前に製作された二輪の一般原動機付自転車

二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪の一般原動機付自転車であって、令和10年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と番号灯の性能、取付位置及び取付方法に変更がないもの